

# 平成30年度 地域密着型金融推進計画

## ● 地域密着型金融推進計画の基本的方針

### 【計画の基本方針～金庫が目指す姿～】

お客様の本業支援に積極的に取り組み、成長を後押しします。お客様が成長し、地域が活性化することで当金庫も将来にわたって存続できるという『お客様とともに成長する（共通価値の創造）』が実現できるものと考えております。

また、お客様の事業をよく理解することで適時・適切な本業支援を行えるよう努め、相談するならまず淡路信用金庫とさせて頂ける『ファースト・コール・シンキンバンク』を目指します。

### 【地域密着型金融推進のための態勢整備】

地域密着型金融推進計画を策定のうえ役職員へ趣旨・方針・計画内容を周知し、役職員一丸となって計画を推進してまいります。また、進捗状況は理事会等へ報告し、今後の取り組みについて検討してまいります。

加えて、本年度より『金融仲介機能のベンチマーク』と『地域密着型金融の推進』をより強く結び付け、店舗業績及び人事考課に積極的に反映させることで、方針から実行、評価まで整合性のとれた態勢とします。また、本部担当者がお客様のもとへ直接出向き、具体的提案をもって営業店の取り組みを支援する態勢を構築いたします。

※金融仲介機能のベンチマーク

金融庁が策定した、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標

## ● 地域密着型金融の具体的取り組みについて

### 【事業性評価】

地域密着型金融を推進していくにあたって、『適時・適切な本業支援』を行うためには『事業性評価』が全ての基礎となります。当金庫では日々の訪問や『ローカルベンチマーク』を用いた課題の共有を『事業性評価』と位置付け、課題を解決するために必要な融資を『事業性評価に基づいた融資』として推進してまいります。

なお、『事業性評価』にあたっては『労働生産性』の向上を重視します。

※ローカルベンチマーク

経済産業省が作成した、企業の「健康診断」を行うツールです。

### 【本業支援】

地域密着型金融推進の成果は『当金庫をメイン先として頂いているお客様数』および『お客様の経営指標の改善』に現れると考えます。そして、これを実現するために事業性評価に基づいた『本業支援』を積極的に行ってまいります。具体的には下記の通りです。

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ① 販路拡大支援           | ④ 各種補助金や制度の利用提案・申請支援 |
| ② 各種計画策定・実行支援      | ⑤ 各種セミナーおよび相談会の開催    |
| ③ 専門家の派遣および専門機関の紹介 | ⑥ 事業承継等支援            |

### 【創業支援】

創業や第2創業は地域を活性化させていく上で特に重要であるため積極的に支援してまいります。

- ① 創業計画の策定支援
- ② 創業期の取引先への融資
- ③ 政府系金融機関や創業支援機関の紹介

### 【地域の面的再生への積極的な参画】

地元自治体との連携や地域のイベントも地域活性化には重要であるため、積極的に参画してまいります。また、有効な地域活性化策を実施していくために地域経済の現状を把握する取り組みも行ってまいります。

- ① 地元自治体の「地方版総合戦略」の実行・検証支援
- ② 各種イベントへの参画・協力
- ③ 地域経済情報の収集・分析・提供

### 【人材育成】

上記、『本業支援』および『創業支援』を行うためには職員の人材育成が欠かせません。当金庫では主に下記の方法で人材育成を行ってまいります。

- ① 外部講師招聘による研修会の開催
- ② 外部研修会への職員派遣
- ③ 本業支援に係る資格取得（事業性評価検定試験や事業性評価アドバイザー等）

## 地域密着型金融推進計画の進捗状況（平成29年度）

地域密着型金融推進計画における金融方針に基づき、I. ライフステージ等に応じて提案するソリューション、II. コンサルティング機能の強化、III. 地域の面的再生への積極的な参画、IV. 地域や利用者に対する積極的な情報発信の4項目を重点項目として推進を行った状況を下表に取りまとめましたのでご覧ください。

### 平成29年度地域密着型金融推進の主な取組み

項目	取組み実績
I. ライフステージ等に応じて提案するソリューション	
①共通の取組み事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業性評価（ローカルベンチマーク）を活用した課題の共有を96先と実施しました。また、この結果に基づいて68先に対して融資実行しました。</li> <li>●兵庫県よろず支援拠点と連携してミニセミナーを21先に、現地相談会を14先に、個別相談を15先に実施しました。</li> <li>●ミラサボや保証協会の制度を利用した専門家派遣を8件実施しました。</li> </ul>
②創業・新事業開拓を目指す顧客企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規創業・新事業支援融資による資金供給を22件実施しました。</li> <li>●日本政策金融公庫との情報共有・連携強化による創業支援を1件実施しました。</li> <li>●創業計画書の策定支援を6先に実施しました。</li> </ul>
③成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金等の申請支援を27件実施しました。</li> <li>●川上・川下ビジネスネットワーク事業の活用を13先に実施しました。</li> <li>●ビジネスマッチング等の販路拡大支援を7先に実施しました。</li> </ul>
④経営改善が必要な顧客企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●兵庫県中小企業診断士協会と連携した「巡回経営相談会」を9先に対して開催しました。</li> <li>●兵庫県中小企業再生支援協議会（4件）や経営サポート会議（3件）を活用した事業再生支援を実施しました。</li> <li>●ビジネスマッチング等の販路拡大支援を4先に実施しました。</li> </ul>
⑤事業再生や業種転換が必要な顧客企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の資産価値に着目し、在庫を担保とした流動資産担保融資（ABL）を実行しました。</li> <li>●新規事業を始めるにあたって、県制度「設備投資促進貸付」を実行しました。</li> </ul>
⑥事業承継が必要な顧客企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門家派遣や相談会の開催を通じて7先に事業承継支援を実施しました。（①共通の取組み事項と重複）</li> <li>●事業承継を予定している取引先に対し、既存貸出金を決済条件に経営者保証を求めない増額貸付を実施しました。</li> </ul>
II. コンサルティング機能の強化	
コンサルティング機能発揮に必要な人材育成への取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本政策金融公庫から講師をお招きして「創業時の事業計画書のチェックポイント」についての研修を実施しました（11名参加）。</li> <li>●信金中央金庫から講師をお招きして「事業性評価」についての研修を実施しました（68名参加）。</li> <li>●全支店長を対象に事業性評価を含む研修を実施しました（25名参加）。</li> <li>●次長級を対象に事業性評価を含む研修を実施しました（39名参加）。</li> <li>●その他、外部研修に11名を派遣しました。</li> </ul>
III. 地域の面的再生への積極的な参画	
①地域創生への積極的な参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域創生に関する会議等へ計55回、延べ76名が出席し、地域金融機関の立場から意見を述べました。</li> </ul>
②地域事業への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●淡路県民局、洲本市、龍谷大学等と連携して延べ16名が「かいぼり」に参加しました。 ※「かいぼり」とは、ため池の泥水を海へ流すことで漁場を豊かにし、ため池の維持管理に繋がる作業のこと</li> <li>●地域活性化支援の一環として、商店街の販売促進施策であるスタンプシール発行事業（みやこ商店街組合）に参加しました。</li> <li>●成ヶ島グリーン作戦に3名が参加しました。</li> <li>●地元小学校の産業、文化、歴史等に触れる学校イベントで児童が津井支店を見学。模擬紙幣による札勘の披露等を行いました。</li> <li>●地元小学校のキャリア教育（生活科学習）の一環として本店営業部のロビーや金庫室の見学及び現金に触れるなどの体験を提供しました。</li> <li>●御食園和食の祭典in淡路島に協賛し、イベントの周知を行いました。</li> </ul>
IV. 地域や利用者に対する積極的な情報発信	
情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●営業エリア内の景気動向を取りまとめた景況レポートの発行しました。</li> <li>●金融仲介機能のベンチマークの取組状況を公表しました。</li> <li>●お客さま本位の業務運営に関する取組方を公表しました。</li> </ul>

## 中小企業の経営改善支援等

当金庫では、地域経済の発展と活性化に貢献することが、地域金融機関としての使命であると考えており、その役割を全うするよう役員一丸となって努力しております。そのためには、お取引先企業の事業再生や経営改善支援に向けた取組みが必要であり、業務部内に顧客サポート担当を設置のうえ、兵庫県中小企業診断士協会や中小企業再生支援協議会など外部専門機関との連携を図りつつ、企業が抱える諸課題に適切にお応えできるよう取組んでおります。

### 経営改善支援等の取組み実績

【29年度（29年4月～30年3月）】

（単位：先数）

	期初 債務者数 A	うち 経営改善 支援 取組み先 α*	αのうち期末に	αのうち期末に	αのうち	経営改善 支援取組率 =α/A	ランクアップ率 =β/α	再生計画 策定率 =δ/α
			債務者区分が ランクアップ した先数 β	債務者区分が 変化しなかった 先数 γ	再生計画を 策定した先数 δ**			
正常先 ①	1,808	0		0	0	0.00%		0.00%
要 注 意	うちその他要注意先 ②	286	0	30	30	10.49%	0.00%	100.00%
	うち要管理先 ③	15	2	0	1	13.33%	0.00%	100.00%
破綻懸念先 ④	74	1	0	1	1	1.35%	0.00%	100.00%
実質破綻先 ⑤	43	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
破綻先 ⑥	7	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
小計（②～⑥の計）	425	33	0	32	33	7.76%	0.00%	100.00%
合 計	2,233	33	0	32	33	1.48%	0.00%	100.00%

（注）債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン・住宅ローンなどの先を含んでおりません。

※ αは、平成29年度中だけでなく、それ以前（過年度に）再生計画を策定し進捗確認を継続している先を含みます。

※ δは、平成29年度中だけでなく、それ以前（過年度分）も含めて再生計画を策定している先数です。

## 地域金融円滑化への取組み

### 地域金融円滑化のための基本方針

淡路信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

#### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

#### 2. 地域金融円滑化のための態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 態勢整備を図るために理事会において決議した事項

本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任等

- お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

業務部内に顧客サポート担当を設置し、顧客への経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を営業店と連携し行っております。

また、兵庫県中小企業診断士協会及び兵庫県中小企業再生支援協議会等外部機関との連携により、再生が可能な中小企業の企業再生支援に取り組んでおります。

- お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修  
融資の現場の職員に対し、各職位レベルに応じた各種融資研修を実施しております。
- 「巡回経営相談会」を中小企業診断士と同行訪問で経営改善相談に応じております。
- 中小企業者等の金融円滑化に関するお客様のお申込みを積極的に収集し対応すべく、簡易な事前申込書として「返済猶予ご相談書」を制定のうえ対応しております。

#### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

**淡路信用金庫 お客様相談室**      **フリーダイヤル：0120-22-1020**  
(受付時間：午前9時～午後5時      ただし、信用金庫休業日を除きます)

### 地域金融円滑化への対応措置「貸付条件の変更等の実施状況」(平成30年3月末時点)

【お客様が中小企業者である場合】

(単位：件、百万円)

【お客様が住宅資金借入者である場合】

(単位：件、百万円)

項目	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	8,419	132,762
うち、実行に係る貸付債権	8,265	130,722
うち、謝絶に係る貸付債権	32	483
うち、審査中の貸付債権	5	216
うち、取下げに係る貸付債権	117	1,340

項目	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	180	1,846
うち、実行に係る貸付債権	163	1,633
うち、謝絶に係る貸付債権	4	50
うち、審査中の貸付債権	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	13	163

(注) 件数・金額は、法施行日(平成21年12月4日)以降、上記基準日までの累計です。また、件数は債権単位、金額は申し込み時点の債権金額です。

上記「地域金融円滑化のための基本方針」、「地域金融円滑化への対応措置「貸付条件の変更等の実施状況」」のほか、「金融円滑化にかかる体制整備の概要」に関する説明書類を、中小企業金融円滑化法失効後も「貸付条件の変更等の実施状況」として、当金庫の営業店に備え置くとともに、当金庫ホームページに掲載してまいります。

### 「中小企業金融円滑化法」の期限到来後の対応について

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月末をもって期限が到来いたしました。当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件変更等のご相談には、引き続き真摯に対応してまいります。

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定されている信用金庫にとって最も重要な社会的使命の一つでございます。

これまで私どもは、お客様の資金需要や貸付条件変更等のご相談やお申込みがありました場合には、お申込み内容や抱えておられる課題などを十分に把握したうえで、解決に向けて真摯に取り組んでまいりました。「中小企業金融円滑化法」の期限到来後においても何ら変わることもなく、お客様のご相談やお申込みに対し真摯に取り組む、他の金融機関や関係機関とも連携を図りつつ、円滑な資金供給や貸付条件変更等に努めております。

当金庫は、引き続き地域金融機関としてコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の立場に立って経営課題の解決に向けて取り組んでまいります。

新規融資や貸付条件変更等については、これまで同様、お取引店の窓口にてお気軽にご相談ください。